

タブレットPC 家庭で使うとき気を付けること（中学校） 令和3年4月

氷川町（組合）教育委員会
氷川町内小・中学校
氷川町PTA連絡協議会

（1）家中の中だけで使用する

- ①学習に関係ない目的では使いません。
- ②自分のタブレットPCは本人のみ使用します。（家族にも貸しません）
- ③先生からの指示がなければインターネットに接続しません。
- ④自分の個人情報（IDやパスワード等）は他人に教えません。
- ⑤本人の許可なく写真を撮ったり、録音・録画したりしません。
- ⑥勝手にダウンロードしたり、アプリ等を追加・削除したりしません。
- ⑦デスクトップの設定（アイコンの並び方、背景の画像など）は勝手に変えません。
- ⑧家の中で使用し、落としたり、濡らしたりしない場所で使います。

（2）健康のために気を付けること

- ①使用する時間を守りましょう。
 - ・長時間しません。（30分に1回くらい、遠くを見て目を休める）
 - ・寝る1時間前には使用をやめます。
 - ・午後9時以降は使いません。
- ②姿勢を良くし、目と画面の距離を30cm以上離しましょう。
- ③部屋や画面の明るさに気をつけましょう。

（3）タブレットPCを大切にするために守ること

- ①持ち帰りの時は、専用ケースに入れて、大切に運びます。
- ②登下校の途中でタブレットPCを専用ケースから取り出しません。
- ③学校の学習用具だということを忘れず、大切に使いましょう。
※故意に壊したら、修理代を請求する場合があります。

（4）タブレットPCがうまく動かないとき

- ①無理に操作せずに、次に登校した時に先生に知らせましょう。
- ②家で壊れたり、無くしたりした時は、早めに先生に知らせましょう。

（5）その他

- ①家族と一緒にタブレットPCの正しい使い方について確認しましょう。
- ②持ち帰ったタブレットは、次の登校日には忘れずに学校へ持ってきてましょう。

情報機器を安全に利用したり、情報モラルを守って利用したりすることは、これから的情報化社会を生きる子供たちにとって必要な力になります。学校と家庭が連携・協働して、しっかり育てていきましょう！！

- インターネット上への書き込みはしません。
- 他人を傷つけたり、嫌な思いをさせたりするような使い方はしません。

家庭でのご指導もお願いします。

保護者の皆様へ

児童生徒用タブレットPCの 家庭利用における決まりについて

令和3年4月27日
氷川町（組合）教育委員会

本町においても、「GIGAスクール構想」に伴う1人1台端末整備が完了し、子供たちはタブレットPCを有効に活用して学習を進めていきます。さらに、家庭学習における活用も少しずつ進めています。

家庭におけるタブレットの利用が充実するように、家庭利用のルール（別紙「タブレットPC 家庭で使うとき気を付けること」）を決めています。

つきましては、家庭でも確認いただき、子供たちのタブレットを活用した家庭での学習が充実していきますようお願いします。

今後の利用等について

1 PCの持ち帰りについて（予定）

○5年生以上を対象として5月の土・日で持ち帰り、家庭学習で活用します。その後、各家庭の活用状況について確認します。（下学年も順次持ち帰ります。）

2 家庭学習における活用例

○学校で学習したことをまとめたり、資料（レポートなど）を作ったりする。
○タブレットPCにインストールされている学習ソフトを使って習熟学習をする。

3 感染症や災害の発生等の非常時における活用例

○感染症や自然災害等で長期間の臨時休校を余儀なくされる状況になった場合は、緊急に「持ち帰り活用」を行うことになります。その際、家庭にインターネット環境が無い子供は、学校に分散登校し、学校で学習を進めることもできます。

..... 切り取り

確認証

学校名

令和3年4月 日

別紙「タブレットPC 家庭で使うとき気を付けること」について内容を確認し、家庭でもタブレットPCを大切に使用させます。

保護者名			
年組		年組	
年組		年組	

確認証は、5月7日までに学校へ提出ください。